

IOT 税制(コネクティッド・インダストリーズ税制)について

平成 30 年 6 月 6 日に発表された IOT 税制の実施に関して、ITコーディネータの役割がクローズアップされていますので、下記の通りお知らせいたします。

1.IOT 税制の概要

経済産業省では、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入を支援する税制措置を創設しました。

1)対象事業者

青色申告事業者(業種・資本規模による制限はありません。)

2)課税の特例の内容

認定事業計画(認定革新的データ産業活用計画)に基づいて行う設備投資について、税額控除 3%(賃上げ[※]を伴う場合は 5%)または特別償却 30%を措置。

※継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率 3%以上を満たした場合。

3)対象設備

ソフトウェア、器具・備品、機械・装置

2.ITコーディネータが中小企業のセキュリティ要件を担保

計画認定の要件には、

①データ連携・利活用の内容、②セキュリティ面、③生産性向上目標の3点があり、このうち、申請者が中小企業の場合は、②セキュリティ面の、計画の適正性及びその運用を担保する専門家として、登録セキスペ(情報処理安全確保支援士)と“ITコーディネータ”が申請書の当該項目へ署名する資格者として認められています。

3. ITコーディネータが担保する具体的な内容

必要なセキュリティ対策とは具体的に何か(Q&A NO.23)

セキュリティが確保されたシステム設計になっていること、及び事業実施時のセキュリティ対策の方針が適切に策定されていること等が必要です。個別具体的な対策については、構築するシステムや運用によっても異なるため、セキュリティの専門家が十分なセキュリティ対策がとられていることを確認することとしています。

4.制度の詳細

※IoT 税制の詳細は、以下の経済産業省ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html

5.お問合せ先

<経済産業省>

・制度全般についてのお問合せ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課

電話:03-3501-2646(直通)

・申請に関するお問合せ先

事業者の本社所在地を管轄する経済産業局にお問合せください。

<ITコーディネータ協会内のお問合せ先>

研修制度デザイン部 松下 電話:03-3527-2177(代表)

以上